

300
13
712

扣帳

寛文六年

正月
日

十三



『控帳』寛文6(1666) 11月20日

2 p

霜月二十日

一、米子大屋甚吉竹嶋江廻候船老艘帰帆之刻難風ニ遭朝鮮之地江乗懸舟ハ破損候へ共人数無別儀候付朝鮮より釜山浦迄送届釜山浦ニ宗対馬殿御番所有之二付対馬迄送届則対馬守殿より江戸へ以使者御窺之由為御届御状大坂御蔵屋敷迄参大坂より態飛脚ニ為持越則御返事此方之飛脚ニ持せ遣事候

二十一日

一、御勘定頭領預り人今迄之通一方へ五人充兩人江十人

外ニ米百俵充兩人江式百俵此心得被下事即源右衛門・吉左衛門

申渡事

同日

一、うら判方領一人江銀子一貫目充兩人江式貫目被仰付候事

則長大夫・六郎大夫へ申渡事

同日

一、寺社奉行手前今程きりしたん改御用多ニ付是も為領

鉄砲並之扶持切米之者二人御配候事則清左衛門申渡事

【訳】

十一月二十日

一 米子大屋甚吉持ち船一艘が、竹嶋からの帰りに遭難して船は壊れたが船員は全員無事だった。船員は朝鮮国から朝鮮釜山浦にある宗家の番所に届けられ、釜山浦から日本の対馬へ着いたことを宗家から江戸幕府へ連絡の書状が出された。その使者が大坂蔵屋敷に着いたとき、この遭難の内容がわざわざ鳥取藩へも連絡があった。

二十一日

一 御勘定頭領が預かる人は今迄の通り一方へ五人ずつ、二人へ合わせて十人、ほかにに米百俵ずつ、二人へ合わせて二百俵を与えることを源右衛門・吉左衛門へ申し渡した。

同日

一 裏判方領の一人に銀子一貫目ずつ、二人へ合わせて二貫目を与えることを長大夫・六郎大夫へ申し渡した。

同日

一 寺社奉行はこの頃きりしたん改めの御用が多いので、こちらも鉄砲(持ち)なみの扶持切米をもつ者二人をつけさせる事を清左衛門へ申し渡した。